

令和3年度

石川県産業安全衛生表彰式

労働安全衛生行政の動向

令和3年10月19日(火)

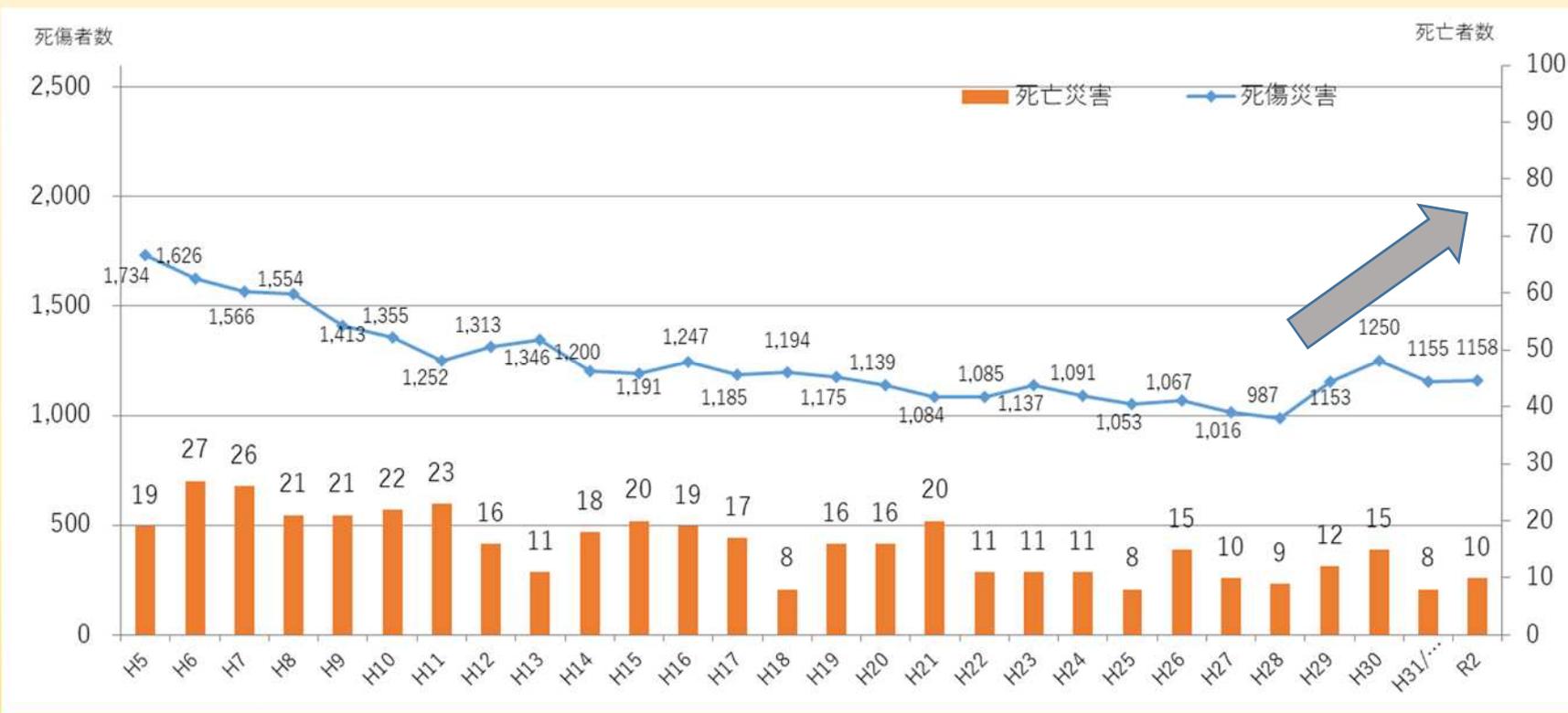
石川労働局労働基準部健康安全課

宮野廣之

石川労働局における第13次労働災害防止計画

<第13次労働災害防止計画（13次防）（計画期間：平成30年～令和4年）における目標>

- 死亡災害の撲滅を目指して、12次防期間中と比較して、13次防期間中の労働災害による死亡者の合計数を15%以上減少させる。
 具体的には、平成30年から令和4年までの死亡者数を45人以下とする。【平成25年から平成29年までの死亡者数54人】
- 死傷者数について、12次防期間中の最少の年（平成28年）と比較して、令和4年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を5%以上減少させる。
 具体的には、平成28年の死傷者数987人から5%以上減少させ、令和4年の死傷者数を937人以下とする。



石川労働局における第13次労働災害防止計画

業種別目標

【建設業】

建設業における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

【製造業】

製造業における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

【道路貨物運送事業】

道路貨物運送事業における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

【第三次産業】

小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

石川労働局における第13次労働災害防止計画

業種横断的対策目標

【高年齢労働者対策】

高年齢労働者（50歳以上の労働者）の労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【転倒災害防止対策】

転倒災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【腰痛対策】

腰痛災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

【熱中症予防対策】

職場での熱中症による労働災害（休業4日未満を含む）の死傷者数について、12次防期間中（2012年から2017年まで）と比較して、13次防期間中（2018年から2022年まで）の合計値を5%以上減少させる。

石川労働局における第13次労働災害防止計画

健康確保対策目標

【メンタルヘルス対策】

ストレスチェックを実施し、ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を80%以上とする。

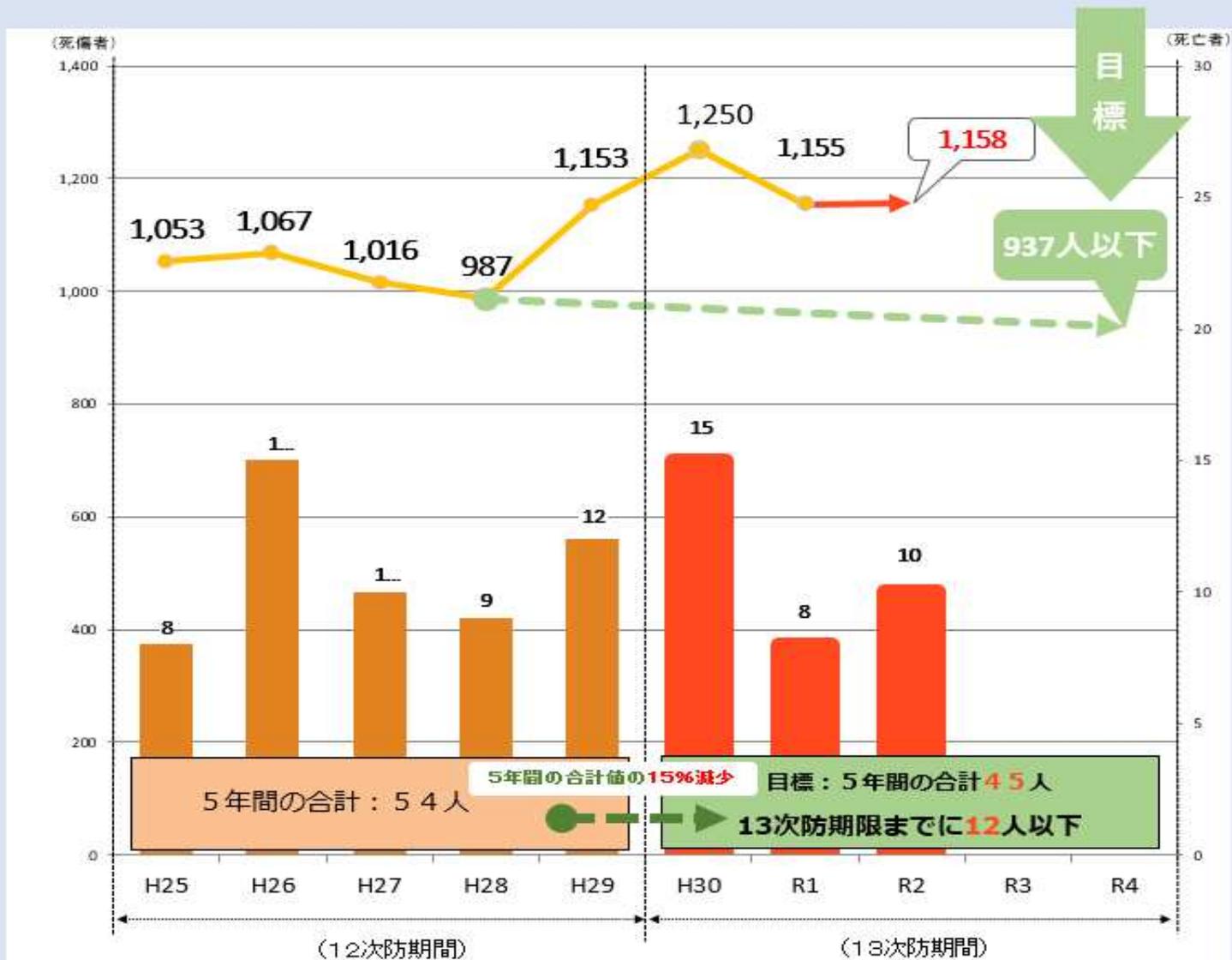
【化学物質による健康障害防止対策】

化学物質の使用頻度が一定以上であると考えられる事業場において、化学物質に係るリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた措置を実施している事業場の割合を5割以上とする。

石川労働局における第13次労働災害防止計画 実績

<第13次労働災害防止計画> 中間年 (1、2、3年目実績)

【基本目標】



➤ 墜落・転落災害

- ・ 建設業では、毎年死亡災害が発生しており、墜落転落災害が多くを占めている
足場などの仮設物、建物等の開口部等、はしごや脚立などからの
墜落・転落災害の防止

はしご、脚立などは建設業に限らず、幅広く使用されているため、
これら用具からの墜落転落は、全業種で対応をお願いしたい。

- ・ 陸上貨物運送業では、荷役作業における災害防止対策
トラック荷台等からの墜落・転落災害の防止
荷役運搬用のロールボックスパレット（カゴ車）の取扱い中の災害

陸上貨物運送業者だけではなく、荷主となる事業者も協力！
（自社構内での荷役作業における災害防止対策）

労働災害防止対策 労働者の安全確保のための対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



労働災害防止対策 労働者の安全確保のための対策

➤ 転倒災害の防止

「STOP！転倒災害プロジェクト」に定める措置を適切に講じる。
 特に、転倒災害の特徴として
 高年齢労働者が多く被災する 降雪地帯で冬季に多く発生する
 といったことが挙げられることに留意する。

！ 3つの転倒予防
アウト

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**
 転倒によるケガの**約6割**が休業**1か月以上**のケガです！！

① 作業場所の整理整頓 ② 作業場所の清掃 ③ 毎日の運動

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
 皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。
 具体的な対策はこちらをチェック！



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目	<input type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

➤ 転倒災害の防止

石川労働局における転倒災害防止対策の取組

全業種を対象に、従来からの4S運動に「ストレッチ」を加え、「5S運動」

整理 整頓 清掃 清潔 ストレッチ

また冬季（12月～翌年2月）は「冬季転倒対策」を加える。

整理 整頓 清掃 清潔 ストレッチ 冬季転倒対策

各企業の本社では、各支店、店舗、施設等へ実施方針等を周知し、各支店等では、安全衛生委員会等で実施に向けての審議を行い、自社の実態に合った具体的な取り組みを展開する。

➤ 高年齢労働者等の労働災害の防止

石川県の労働災害では53.4%が、50歳以上の高年齢労働者に発生している（令和2年）。

**「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」
（エイジフレンドリーガイドライン）
に基づき対策を実施する。**

高年齢労働者の身体等の特性に配慮した対策を実施

- ・目が見えにくくなる
- ・音が聞こえにくくなる
- ・バランスが取りづらい
- ・敏捷性や持続性、筋力低下 など

- **産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の確実な実施**
- **ストレスチェック制度を含めメンタルヘルス対策の推進**
ストレスチェック結果からに集団分析の実施
- **改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく取組の促進**
- **化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシートの交付徹底。これらを踏まえたリスクアセスメントの実施促進**
- **改正「特定化学物質障害予防規則」の周知及び同規則に基づく措置の徹底**
- **改正「石綿障害予防規則」の周知及び同規則に基づく措置の徹底**

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

